

第2次 北海道食品ロス削減推進計画（素案）

資料 1－4（2）

計画の構成

第1章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の背景・趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

第2章 食品ロスに関する現状と課題

- 1 我が国の食品ロスの発生状況
- 2 北海道の食品ロスの発生状況
- 3 北海道の現状と課題

第3章 食品ロス削減の推進方針及び施策

- 1 食品ロス削減に向けためざす姿
- 2 推進の視点
- 3 基本方針と取組事項
 - 【基本方針1】食品ロスを発生させない取組の推進
 - 【基本方針2】未利用食品等の有効活用する取組の推進
 - 【基本方針3】食品ロス削減推進体制の整備
- 4 数値目標（指標）

第4章 計画の推進

- 1 関係者の役割
 - （1）消費者
 - （2）食品関連事業者等
 - （3）その他事業者
 - （4）消費者団体、NPO等
 - （5）行政
- 2 食品ロス削減の推進体制

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景・趣旨

- 我が国では、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品（「食品ロス」）が令和5年度（2023年度）推計では464万トン、本道においても17万トン発生
- 道では、平成17年（2005年）に制定した「北海道食の安全・安心条例」に食育の推進を明記するとともに、第5次北海道食の安全・安心基本計画及び北海道食育推進計画（令和6年3月策定）により、食品ロス削減の取組を推進
- 国は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）を令和元年（2019年）5月に制定、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（基本方針）を令和2年（2020年）3月に公表し、第2次基本方針を令和7年3月に変更
- 道では、道民運動としていくため、「北海道食品ロス削減推進条例」を令和7年3月に制定
- 消費者や食品関連事業者等、関係機関・団体など様々な道民の方々の理解と参加・行動により、食品ロス削減に向けた効果的な施策を推進するため本推進計画を策定

2 計画の位置付け

- 食品ロス削減推進法に基づく都道府県食品ロス削減推進計画
- 北海道食の安全・安心基本計画及び北海道食育推進計画の食品ロスの削減に関する個別計画
- 北海道食品ロス削減推進条例の内容を踏まえた計画

3 計画の期間

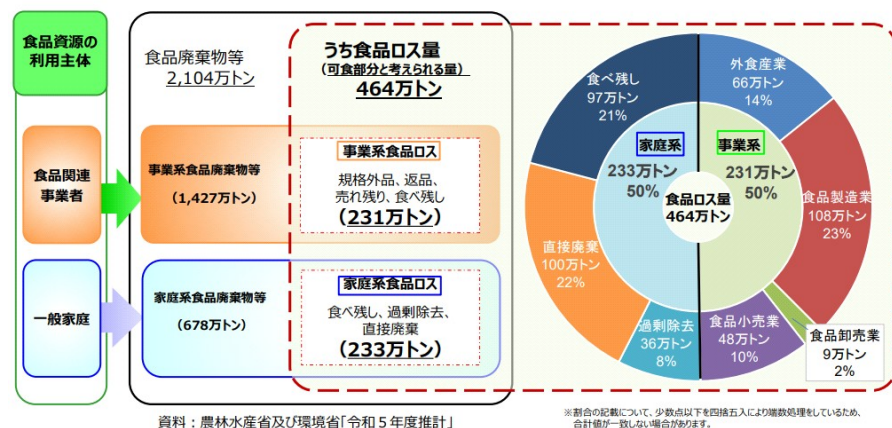
令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間

第2章 食品ロスに関する現状と課題

1 我が国の食品ロスの発生状況

- 事業系と家庭系を合わせて令和5年度(2023年度)には年間2,104万トンの食品廃棄物等が排出され、このうち可食部分である食品ロス量は464万トン

- (1) 事業系食品ロス：231万トン(49.8%)
- (2) 家庭系食品ロス：233万トン(50.2%)
- (3) 食品ロス削減に取り組んでいる者の割合：71.0%



〔参考〕産業廃棄物の総排出量は3億7,400万トン(令和4年度)、一般廃棄物の総排出量は3,897万トン(令和5年度)
資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

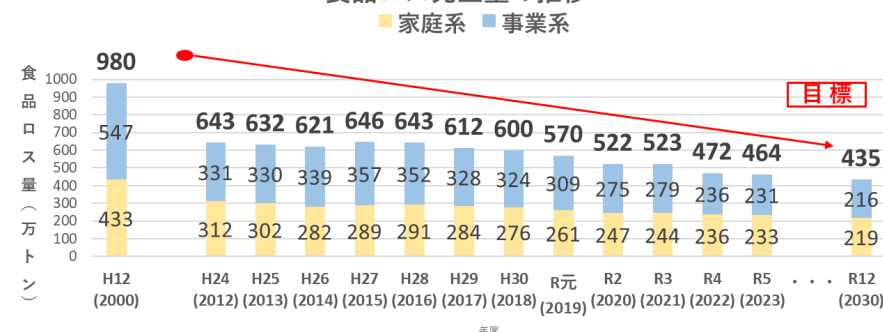
※ 市場に出回らない規格外等農林水産物は食品廃棄物等には含まれていない。

(参考)食品ロスの推計方法

- ・ 事業系廃棄物由来
農林水産省が、食品リサイクル法に基づき行っている定期報告及び統計調査の結果により、食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量を試算
- ・ 家庭系廃棄物由来
環境省が毎年、市区町村を対象に行っている食品廃棄物、食品ロスの発生状況のアンケート結果に基づき、家庭から発生する食品ロス量を試算

【資料：「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」(農林水産省)より抜粋】

食品ロス発生量の推移



【資料：「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」(農林水産省)より抜粋】

2 北海道の食品ロスの発生状況

- 事業系と家庭系を合わせて令和4年度(2022年度)推計では年間212万トンの食品廃棄物等が排出され、このうち可食部分である食品ロス量は17万トン

- (1) 事業系食品ロス：8万トン(47.1%)
- (2) 家庭系食品ロス：9万トン(52.9%)

3 北海道の現状と課題

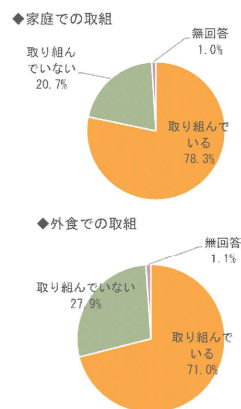
- 北海道は、恵まれた土地資源や自然環境を生かし、我が国の食料供給地域として、安全・安心な食料を供給する重要な役割を担っており、食品ロス削減は、食育の推進やSDGs達成に資する取組
- 平成28年度(2016年度)から「どさんこ愛食食べきり運動」を市町村、企業、団体、学校などと連携して推進。また、第5次北海道食育推進計画において、食品ロス削減を推進すべき施策の一つとして位置付けし、関連する各種取組を実施

○ 道が令和6年度に実施した調査では、食品ロス削減のために行動している道民の割合は、

「家庭で実施」：78.3%

「外食時に実施」：71.0%

となっており、より一層の普及啓発が必要



区 分	H30年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R12年度 (目標)
家庭で実施	69%	76%	79%	81%	78%	80%以上
外食時に実施	62%	70%	70%	70%	71%	80%以上

(1) 事業系食品ロスの発生状況

- ・仕入れや製造工程における廃棄や端材の発生、包装不良等による廃棄
- ・賞味期限など商習慣による返品・廃棄
- ・過剰生産など売れ残りによる廃棄
- ・調理ミスや仕込み過ぎによる廃棄
- ・食べ残しによる廃棄

(2) 家庭系食品ロスの発生状況

- ・作り過ぎ、食べ残しによる廃棄
- ・調理時の剥き過ぎなど過剰除去による廃棄
- ・賞味期限など期限表示の理解不足による廃棄
- ・冷蔵・冷凍庫への過信による保存中の腐敗等による廃棄

第3章 食品ロス削減の推進方針及び施策

1 食品ロス削減に向けためざす姿

○ 北海道は、我が国の食料供給地域であり、農林水産業は、食品加工などの他産業とも深く結びつき、地域の経済と社会を支える基幹産業

○ 北海道食の安全・安心条例において、食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育の推進を明記

第5次北海道食育推進計画において、「食に関する知識の習得」として、推進すべき施策の一つとして位置付け

○ 食品ロスの削減を他人事ではなく我が事として捉え、一人ひとりが理解するだけにとどまらず、みんなで行動に移すことが重要

【めざす姿】

”もったいない”の心を道民運動として広げよう
～一人ひとりの実践をみんなの力へ！～

2 推進の視点

(1) 誰もが実践する食品ロス削減の取組 【個人での取組】

食品ロス削減の取組は、子どもから大人まで、あらゆる世代で取り組むこと必要であるが、それぞれの諸事情や場面なども踏まえて推進することが重要

(2) 様々な主体が連携した食品ロスの削減 【組織での取組】

食品ロスを削減するためには、国・地方公共団体、食品関連事業者等、消費者などの多様な主体が相互に連携を図り、それぞれの立場で主体的に理解して行動する取組を継続的に行うことが重要

3 基本方針と取組事項

- 「めざす姿」を実現するため、消費者、食品関連事業者等、関係機関・団体、行政などが連携するとともに、**それぞれが持続的・主体的に食品ロス削減運動を行うため、次の3つの基本方針を設定**

【基本方針1】 食品ロスを発生させない取組の推進 〈未然防止〉

- ◇ **消費者個々の意識を醸成し、家庭での取組を実践**
- ・食品ロス削減に向けた取組への理解促進
 - ・学校や消費者団体等への普及啓発の推進
 - ・SNSをはじめとした各種媒体を活用した情報発信 など
- ◇ **食品関連事業者等の意識を醸成し、食品ロス削減の取組を推進**
- ・食品ロス削減に向けた取組への理解促進
 - ・食品関連事業者等と連携したキャンペーン活動の推進
 - ・どさんこ食べきり協力店制度の登録拡大 など

【基本方針2】 未利用食品等を有効活用する取組の推進 〈有効活用〉

- ◇ **未利用食品等の有効活用を促進**
- ・食品関連事業者等や消費者のフードバンク活動への理解促進
 - ・フードバンク活動団体との連携強化の促進
 - ・食品ロスの削減につながる事例の発信と人材育成 など

【基本方針3】 本道の食品ロス削減推進体制の整備 〈体制整備〉

- ◇ **関係者と連携した総合的な施策を推進**
- ・食品ロス対策部会(庁内関係部局で構成)による取組の推進
 - ・食品関連事業者等や関係機関・団体などとの連携・協働
- ◇ **食品ロス削減を推進する基盤づくりを推進**
- ・市町村食品ロス削減推進計画の策定を促進
 - ・市町村、関係機関・団体等が実施する取組への支援

4 数値目標

(1) 食品ロス発生削減目標

令和4年度(2022年度)に比べ令和12年度(2030年度)までに食品ロス量を10%削減

区 分	令和4年度	令和12年度	削減量
食品ロス量	17万トン	15万トン	△2万トン
事業系	8万トン	7万トン	△1万トン
家庭系	9万トン	8万トン	△1万トン

※てん菜糖製造業を除いた発生量

(2) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている道民の割合

令和12年度に80%以上

区 分	令和6年度	令和12年度
家庭で実施	78%	80%以上
外食時に実施	71%	

第4章 計画の推進

1 関係者の役割

- 食品ロス削減は、**消費者をはじめ食品関連事業者等や関係機関・団体などの関係者が主体的かつ継続的にそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働して取り組むことが重要**

(1) 消費者

- ・食べ物大切さ、食やそれに携わる方々への感謝の気持ちを持ち、食の価値や魅力を見つめ直す
- ・食品関連事業者等が行う食品ロス削減の取組に対する理解・協力や食に対する理解増進(生産や期限表示など)、施策への共同などに努める

(2) 食品関連事業者等

- ・製造工程の食品ロス削減や需要予測の向上、保存方法の改善、商習慣の見直し、未利用食品等の有効活用などに努める
- ・消費者に対する食品ロス削減に向けた取組の情報提供・啓発の推進や販売方法を見直し、食べきりや対応できる範囲での持ち帰りの推進などに努める

(3) その他事業者

- ・食品ロス削減への理解促進や取組の実践
- ・行政などと連携した食品ロス削減につながる取組の実践

(4) 消費者団体、NPO等

- ・関係者と連携しながら取組を実践
- ・関連する取組の積極的な情報発信

(5) 行政

- ・率先した食品ロスの削減に向けた取組を実践
- ・道民や食品関連事業者等、関係機関・団体などの取組を支援
- ・道は、推進体制を整備し、道民や食品関連事業者などとの連携強化、機運醸成や普及啓発など各種施策の実施
- ・市町村は、市町村食品ロス削減推進計画の策定に努めるとともに、地域住民等に対する食品ロス等の削減に係る普及・啓発や各種施策の実施に努める

2 食品ロス削減の推進体制

- 食品ロス対策部会を中心に具体的な取組等を検討・推進
- 北海道食品ロス削減推進条例を踏まえ、食品関連事業者等や関係機関・団体などの関係者と連携を図り、総合的に推進

= 用語解説 =

○ 過剰除去

不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分（例えば、厚く剥きすぎた野菜の皮など）。

○ 規格外品

重量・容量や色・形状が当該商品の標準と異なるものや包材の不良が発生した商品等。

○ 消費期限

定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなる恐れがないと認められる期限を示すもの。

○ 賞味期限

定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保存が十分に可能であると認められる期限を示すものであり、期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではない。

○ 食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を有し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

○ 食品ロス

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと（食品廃棄物等には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれる。市場に出回らない規格外等農林水産物は、食品廃棄物等には含まれていない。）

○ どさんこ愛食食べきり運動

食品ロスの削減に向け、「おいしく残さず食べきろう！」をスローガンに実施している運動。

○ フードバンク活動

食品関連事業者等から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動